

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成29年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成30年3月31日までに申告又は処理（更正、決定等）した者の6月30日現在の課税の事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。したがって、給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

2 人員の集計方法について

(1) 「2－1 課税状況」及び「2－2 所得階級別人員」

所得者区分	所得者の定義
事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者を掲げた。
その他所得者	各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者を掲げた。
不動産所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者を掲げた。
給与所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも給与所得の金額の方が大きい者を掲げた。
雑所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の金額のいずれよりも雑所得の金額の方が大きい者を掲げた。
他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者を掲げた。

(注) 上記の判定を行う場合の各種所得の金額について

- 1 各種所得の金額の計算上生じた損失額がある場合には、その損失額はないものとした。
- 2 総合課税の長期譲渡所得の金額又は一時所得の金額がある場合には、それぞれその金額の2分の1に相当する金額とした。
- 3 分離課税の譲渡所得の金額がある場合には、その金額から譲渡所得の特別控除額を控除した後の金額とした。

(2) 「2－3 所得種類別人員、所得金額」

所得区分	主たるもの	従たるもの
事業所得	営業等所得及び農業所得の人員の合計を掲げた。	各種所得金額を有する者を掲げた（主たるものに計上される場合を除く。）。
営業等所得	各種所得の金額のうち営業等所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
農業所得	各種所得の金額のうち農業所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
利子所得	各種所得の金額のうち利子所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
配当所得等	各種所得の金額のうち配当所得等の金額（申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得及び平成28年分以降は特定公社債等の利子所得を含む。）が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
不動産所得	各種所得の金額のうち不動産所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
給与所得	各種所得の金額のうち給与所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
総合譲渡所得	各種所得の金額のうち総合譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
一時所得	各種所得の金額のうち一時所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
雑所得	各種所得の金額のうち雑所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者、またはいずれにも該当しない者を掲げた。	
分離短期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離短期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
分離長期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離長期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
株式等の譲渡所得等	各種所得の金額のうち株式等の譲渡所得等の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
山林所得	各種所得の金額のうち山林所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
退職所得	各種所得の金額のうち退職所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	

(3) 「具体例」

- 本年分の各種所得の金額が、農業所得100万円、不動産所得80万円、給与所得50万円の場合
- ・ 2－1、2－2では、農業所得<不動産所得+給与所得が成立し、不動産所得者として計上される。
 - ・ 2－3では、一番大きい所得が農業所得なので、農業所得は主たるものに計上され、不動産所得と給与所得はそれぞれ従たるものに計上される。
 - ・ そのため、2－1、2－2と2－3では、人員の合計が異なる。

3 申告所得税の税率等（平成29年分）
（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）

課税所得金額	税 率	控 除 額
195 万円未満の場合	5 %	0 円
330 "	10	97, 500
695 "	20	427, 500
900 "	23	636, 000
1, 800 "	33	1, 536, 000
4, 000 "	40	2, 796, 000
4, 000 万円以上の場合	45	4, 796, 000

4 申告所得税の主な諸控除等（平成29年分）

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380, 000円
ロ 配偶者控除	380, 000円
ただし、 老人控除対象配偶者	480, 000円

ハ 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控 除 額
380, 000円まで	0円
380, 001円から 399, 999円まで	380, 000円
400, 000円から 449, 999円まで	360, 000円
450, 000円から 499, 999円まで	310, 000円
500, 000円から 549, 999円まで	260, 000円
550, 000円から 599, 999円まで	210, 000円
600, 000円から 649, 999円まで	160, 000円
650, 000円から 699, 999円まで	110, 000円
700, 000円から 749, 999円まで	60, 000円
750, 000円から 759, 999円まで	30, 000円
760, 000円以上	0円

ニ 扶養控除	380, 000円
ただし、 特定扶養親族	630, 000円
老人扶養親族のうち同居老親等	580, 000円
老人扶養親族のうち同居老親等以外	480, 000円

ホ 雑損控除	次の(イ)又は(ロ)のいずれか多い方の金額 (イ) 災害等の損失額で総所得金額等の10%を超える金額 (ロ) 災害関連支出の金額で50, 000円を超える金額
--------	---

ヘ 医療費控除	支払った医療費の金額 － 保険金などで補填される金額 － (100, 000円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額) (最高 200万円)
---------	---

ト セルフメディケーション税制による医療費控除	支払った特定一般用医薬品等購入費の金額 － 保険金などで補填される金額 － 12, 000円 (最高 8万8千円)
-------------------------	--

(注) 通常の医療費控除との選択適用

チ 生命保険料控除 …… 次の(イ)から(ハ)までによる各保険料控除の合計（適用限度額12万円）

(イ) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

- A 生命保険料
支払保険料等の金額に応じて次の区分の金額
a 20, 000円以下の場合
全額
b 20, 000円を超え40, 000円以下の場合
支払保険料等×1/2+10, 000円
c 40, 000円を超える場合
支払保険料等×1/4+20, 000円（最高4万円）

- B 個人年金保険料
Aの計算に同じ
C 介護医療保険料
Aの計算に同じ

(ロ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

- A 生命保険料
支払保険料等の金額に応じて次の区分の金額
a 25, 000円以下の場合
全額
b 25, 000円を超え50, 000円以下の場合
支払保険料等×1/2+12, 500円
c 50, 000円を超える場合
支払保険料等×1/4+25, 000円（最高5万円）

- B 個人年金保険料
Aの計算に同じ

(ハ) (イ)と(ロ)の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

- A 生命保険料
(イ) Aと(ロ) Aの合計（最高4万円）
B 個人年金保険料
(イ) Bと(ロ) Bの合計（最高4万円）

リ 社会保険料控除 …… 支払った社会保険料の全額

ヌ 地震保険料控除

- (イ) 地震保険料
支払保険料の金額に応じて次の区分の金額
A 50, 000円以下の場合
全額
B 50, 000円を超える場合
50, 000円
(ロ) 旧長期損害保険料
支払保険料の金額に応じて次の区分の金額
A 10, 000円以下の場合
全額
B 10, 000円を超え20, 000円以下の場合
支払保険料 × 1/2 + 5, 000円
C 20, 000円を超える場合
15, 000円
(ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計（最高5万円）

ル 小規模企業共済等掛金控除 …… 支払った小規模企業共済掛金（旧第二種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金又は、心身障害者扶養共済掛金の合計額

ヲ 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除	270, 000円
ただし、特別障害者	400, 000円
同居特別障害者	750, 000円
特定の寡婦	350, 000円

ワ 寄附金控除 …… 特定寄附金の額と総所得金額等の40%のいずれか少ない金額のうち、2, 000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 … 原則として、①剰余金の配当等に係る配当所得の金額の10%と、②特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の5%との合計額（課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、①は5%、②は2.5%）。
ただし、基金利息、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金、投資法人の投資口の配当等、外国法人からの配当金や確定申告しないこと又は申告分離課税を選択した配当所得等は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 … 外国所得税のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{その年分の所得税額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \text{その年分の国外所得総額}$$

ハ 住宅借入金等特別控除
家屋の新築・購入・増改築をした場合に次のとおり適用される。

A 平成19年中に居住の用に供し、控除額の特例を選択する場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高} \\ \text{2,500万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.4\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高10万円})$$

B 平成20年中に居住の用に供した場合
(Cを選択する場合を除く。)

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高} \\ \text{2,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.5\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高10万円})$$

C 平成20年中に居住の用に供し、Bに代えて控除額の特例を選択する場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高} \\ \text{2,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.6\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12万円})$$

D 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高} \\ \text{5,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高50万円})$$

E 平成23年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高} \\ \text{4,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高40万円})$$

F 平成24年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高} \\ \text{3,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高30万円})$$

G 平成25年中に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高} \\ \text{2,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高20万円})$$

H 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借入金又は債務の年末残高} \\ \text{4,000万円以下の部分の金額(注1)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高40万円})(\text{注2})$$

(注1) 住宅の取得等が特定取得に該当しない場合は、2,000万円以下の部分の金額
(注2) 住宅の取得等が特定取得に該当しない場合は、最高20万円

ニ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

A 家屋の高齢者等居住改修工事等をして、ハのF～Hに代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高 250万円以下の} \\ \text{部分の金額} \\ \text{(注1)} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高 1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満} \\ \text{の端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12.5万円}) \quad (\text{注2})$$

(注1) 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、200万円以下の部分の金額
(注2) 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、最高12万円

B 家屋の断熱改修工事等をして、ハのF～Hに代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定断熱改修住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高 250万円以下の} \\ \text{部分の金額} \\ \text{(注1)} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{断熱改修住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高 1,000} \\ \text{万円以下の部} \\ \text{分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満} \\ \text{の端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12.5万円}) \quad (\text{注2})$$

(注1) 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、200万円以下の部分の金額
(注2) 住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合は、最高12万円

C 家屋の多世帯同居改修工事等をして、平成28年4月1日以降にその増改築等をした部分を居住の用に供し、ハのHに代えて選択する場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定多世帯同居改} \\ \text{修住宅借入金等の} \\ \text{年末残高 250万円} \\ \text{以下の部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{多世帯同居改} \\ \text{修住宅借入金} \\ \text{等の年末残高} \\ \text{1,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満} \\ \text{の端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12.5万円})$$

ホ 住宅耐震改修特別控除

居住者が、平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋の住宅耐震改修をした場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震} \\ \text{工事の標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円)} \quad (\text{注1}) \end{array} \right] \times 10\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高25万円}) \quad (\text{注2})$$

(注1) 住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに、新消費税額等（8%の税率）が含まれていない場合は、最高200万円
(注2) 住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに、新消費税額等（8%の税率）が含まれていない場合は、最高20万円

ヘ 住宅特定改修特別税額控除

家屋について高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をして、平成26年4月1日（多世帯同居改修工事等については平成28年4月1日、耐久性向上改修工事等については平成29年4月1日）から平成29年12月31日までに居住の用に供した場合に適用される。

$$\left[\begin{array}{l} \text{高齢者等居住改修工事等} \\ \text{の標準的な費用の額} \\ \text{(最高200万円)} \quad (\text{注1}) \end{array} \right] \times 10\% = (A) \quad \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{一般断熱改修工事等の標} \\ \text{準的な費用の額(最高250} \\ \text{万円(太陽光発電設備設置} \\ \text{工事を含む場合は、最高} \\ \text{350万円))} \quad (\text{注2}) \end{array} \right] \times 10\% = (B) \quad \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{多世帯同居改修工事等の} \\ \text{標準的な費用の額} \\ \text{(最高250万円)} \end{array} \right] \times 10\% = (C) \quad \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等} \\ \text{の標準的な費用の額} + \text{耐久性向上} \\ \text{改修工事等の標準的な費用の額(最高} \\ \text{250万円(太陽光発電設備設置工事を} \\ \text{含む場合は、最高350万円))} \end{array} \right] \times 10\% = (D) \quad \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修の標準的な費用の額} \\ \text{+ 一般断熱改修工事等の標準的な費} \\ \text{用の額} + \text{耐久性向上改修工事等の} \\ \text{標準的な費用の額(最高500万円(太} \\ \text{陽光発電設備設置工事を含む場合は、} \\ \text{最高600万円))} \end{array} \right] \times 10\% = (D) \quad \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(A) + (B) + (C)

又は

(A) + (C) + (D) 最高95万円

（一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を含む場合は、最高105万円）

(注1) 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに、新消費税額等（8%の税率）が含まれていない場合は、最高150万円

(注2) 一般断熱改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに、新消費税額等（8%の税率）が含まれていない場合は、最高200万円（太陽光発電設備設置工事を含む場合は、最高300万円）

ト 認定住宅新築等特別税額控除

認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅を取得して、平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用できる。

$$\left[\begin{array}{l} \text{認定住宅の認定基準に} \\ \text{適合するために必要と} \\ \text{なる標準的なかかり増} \\ \text{し費用の額} \\ \text{(最高650万円)} \quad (\text{注1}) \end{array} \right] \times 10\% \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高65万円}) \quad (\text{注2})$$

(注1) 認定住宅の新築等に係る対価又は費用の額に含まれる消費税額等のうちに、新消費税額等（8%の税率）が含まれていない場合は、最高500万円

(注2) 認定住宅の新築等に係る対価又は費用の額に含まれる消費税額等のうちに、新消費税額等（8%の税率）が含まれていない場合は、最高50万円

5 平成29年分申告所得税の青色申告の主な特典

〔減価償却費等関係〕

- 1 耐用年数の短縮
- 2 機械装置の増加償却
- 3 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却
- 4 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却
- 5 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却
- 6 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却
- 7 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却
- 8 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
- 9 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却
- 10 特定設備等の特別償却
- 11 耐震基準適合建物等の特別償却
- 12 特定地域における工業用機械等の特別償却
- 13 医療用機器の特別償却
- 14 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却
- 15 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却
- 16 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
- 17 特定都市再生建築物等の割増償却
- 18 倉庫用建物等の割増償却

〔引当金〕

- 1 貸倒引当金の設定
- 2 返品調整引当金の設定
- 3 退職給与引当金の設定

〔準備金等〕

- 1 金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て
- 2 特定災害防止準備金の積立て
- 3 特定船舶に係る特別修繕準備金の積立て
- 4 探鉱準備金の積立て
- 5 新鉱床探鉱費の特別控除
- 6 農業経営基盤強化準備金の積立て
- 7 青色申告特別控除
- 8 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例
- 9 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例
- 10 福島再開投資等準備金